

平成 25 年 11 月 14 日
市 長 決 定

地域集会施設（コミュニティセンター、いのち・愛・ゆめセンター、 公民館）の免除団体適用の取扱いについて

平成 22 年 12 月 27 日付市長決定に該当する団体については、「設立の趣旨」、「活動の目的」、「活動の内容」から『茨木市公の施設使用料免除団体審査会』において、個々の審査は行わず、内容を熟知する担当課においてその活動内容等を確認することとし、効率的な審査手続きにより免除を適用する方法へと変更する。

1 地域集会施設免除団体の審査を担当課で確認する方法へと変更する理由

- (1) 地域集会施設免除団体は、「行政との協働の観点から重点的な行政課題である地域活動の推進に向けた役割を担う団体」で、市が積極的に結成を依頼し、結成後は各担当課において登録を要件としている団体である。
- (2) 地域集会施設免除団体は、概ね同様の活動を担っており、個々の団体ごとに活動内容の優劣の判断を要するものではなく、各担当課において活動内容等の確認が可能である。

2 審査の取扱いと手順

- (1) 免除審査の手続きについては、各団体からの免除申請書類を各担当課において、免除団体に適合しているかを確認し、適合する団体の一覧表を作成のうえ、審査会に提出する。
- (2) 『茨木市公の施設使用料免除団体審査会』は、各担当課から提出された一覧表を確認のうえ、免除を承認する。

(別 紙)

平成22年12月27日付市長決定に該当する団体

- (1) 自治会（単位・校区連合）※市民活動推進課への登録を要件とする
- (2) 公民館区事業実施委員会
- (3) 地区福祉委員会
- (4) 地区人権啓発推進委員会・人権地域協議会
- (5) 老人クラブ ※高齢介護課への登録を要件とする
- (6) 防犯協会（地域防犯支部）
- (7) 小・中学校区青少年健全育成運動協議会
- (8) こども会（単位・校区） ※青少年課への登録を要件とする
- (9) 民生委員児童委員協議会
- (10) 自主防災会 ※危機管理課への登録を要件とする
- (11) 市立小・中学校のPTA（単位）